
平成22年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成22年12月7日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成22年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 決算審査特別委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第10 総務文教常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第11 厚生常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第12 産業建設常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第13 議案第105号 平成22年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第106号 平成22年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第107号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第108号 平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第109号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第110号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第111号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第112号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第113号 平成22年度対馬市水道会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第114号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第115号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第116号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第117号 対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第118号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第119号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第120号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第121号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第122号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第123号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第124号 対馬市過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第33 議案第125号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第126号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第127号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第128号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第129号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第130号 対馬市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第131号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第132号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第133号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第134号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第135号 対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の
指定について
- 日程第44 議案第136号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第137号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第138号 対馬市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第139号 対馬市地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第140号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第141号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第142号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第51 議案第143号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第52 議案第144号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第53 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第55 陳情第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める
陳情について
- 日程第56 陳情第6号 TPPに関する陳情について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 決算審査特別委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第10 総務文教常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第11 厚生常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第12 産業建設常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告
- 日程第13 議案第105号 平成22年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第106号 平成22年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第107号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第108号 平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第109号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第18 議案第110号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（
第3号）
- 日程第19 議案第111号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第20 議案第112号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第113号 平成22年度対馬市水道会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第114号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第115号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第116号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第117号 対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第118号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第119号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第120号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第121号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第122号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第123号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第124号 対馬市過疎地域自立促進特別事業基金条例
- 日程第33 議案第125号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第126号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第127号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第128号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第129号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第130号 対馬市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第131号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第132号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第133号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第134号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第135号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第136号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第137号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第138号 対馬市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第139号 対馬市地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第140号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第141号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第142号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第51 議案第143号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第52 議案第144号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第53 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第55 陳情第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める

陳情について

日程第56 陳情第6号 TPPに関する陳情について

出席議員 (22名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 臚幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 中原 康博君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	永尾 榮啓君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君

総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	長郷 泰二君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	糸瀬 良久君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	永留 秋廣君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 報告します。配付しております議案中、議案第142号、対馬市過疎地域自立促進計画の語句等の一部訂正の申し出がっております。

上程前の議案でありますので議長がこれを許可しております。訂正は昼食休憩中に行わせませす。

ただいまから平成22年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって初村久藏君及び糸瀬一彦君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日

から12月16日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに平成22年第4回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会において、御審議願います案件は、平成22年度一般会計補正予算案件等9件、条例の一部改正及び制定案件11件、指定管理者の指定案件17件、過疎地域自立促進計画の策定案件1件、長崎県市町村総合事務組合等の規約変更案件2件、諮問案件2件、合わせて42件の議案について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

審議に先立ち、9月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関連でございますが、地域公共交通である路線バスの利用活性化策として、9月から12月までの4カ月間、定額フリーパスポートの実証実験を実施していますが、利用者の利便性や今後の利用者の確保のためにも来年の1月からも引き続き実証実験を継続することといたしました。

なお、今回の定額フリーパスポート及び予約制乗り合いタクシー、これにつきましては、佐須・巖原間それと五根緒・舟志間でございますが、この実証実験については、便数や利用者数、また収益による財政負担見込み並びにアンケート調査等を、来年の1月開催予定の協議会で検証し、本格的な運行の是非について協議することとしております。

次に、10月18日開催しました壱岐対馬航路活性化協議会において、対馬・壱岐・博多間のジェットfoilの実証実験における利用者の分析や今後の交流人口の動向、また運行経費等を

検証し、ダイヤ編成のあり方などを協議しました。利用者数及びアンケート結果から、巖原港早発ダイヤの要望が航路事業者からありました。

本市といたしましては、巖原港早発における島民の今後の利用動向や、接続するための交通手段及びダイヤの検討、またジェットフォイルの比田勝港への延伸の課題がありますので、関係機関と引き続き協議を行うところであります。

次に長崎県が主催した国境離島・外洋離島フォーラムが10月23日に対馬市上対馬総合センターで開催されました。本県選出の国会議員をはじめ、国土交通省や全国離島振興協議会及び国内、県内の国境・外洋離島の自治体関係者等約600名が参加されました。

このフォーラムは、現行の離島振興法の期限を平成25年3月に控え、国民的な理解を得て、抜本的な振興策を盛り込む新たな離島振興法の実現を図るため開催されたもので、基調講演や国境・外洋離島の役割等の意見発表を行い、最後に共同アピールを採択し、国内に離島振興、特に国境・外洋離島の重要性を発信することができました。

次に、国境フォーラムIN対馬の開催についてでございます。北海道大学スラブ研究センターと笹川平和財団の主催によりまして、国境フォーラムIN対馬が11月12日から14日までの日程で、対馬市交流センターを主会場として開催されました。国内外から、国境・境界に関心のある大学関係者や根室市長をはじめとした国境自治体の関係者が本市に集まり、国境・境界について勉強会や講演会、座談会を開催、フィールドワークも行われ、参加者に国境の島「対馬」の存在を示すことができました。また、フォーラム前後の期間中、「知られざる日本の国境移動展」が対馬市交流センター及び上対馬総合センターで開催され、日本の国境の歴史を知ることができました。

なお、今回のフォーラムを記念して、北海道大学スラブ研究センターの働きかけにより、対馬図書館内にエトピリカ文庫を開設いたしました。この文庫は、平成19年北海道の根室市に開設されており、国境を自由に越えて行き来ができる海鳥の名前であり「エトピリカ」を文庫名にしたものです。

次に、長崎県が進めている環境推進施策の一つである環境実践モデル都市として本市が平成22年9月29日に選定されました。11月25日には、本市で第1回支援会議が開催され、選定証の授与とともに長崎大学環境学部武政教授を議長とする委員の方々から、対馬市環境実践モデル都市推進に向けての提案や御助言をいただきました。

本市は、昨年度にも環境王国の称号を受けており、食の安心・安全はもちろんのこと、地域資源を活用した持続可能な経済基盤の確立と、環境への負荷低減に配慮した低炭素型エコアイランドの構築に向け、市民の皆さんと一体となり、森、里、海が連関した取り組みを進めてまいります。

次に、観光物産推進本部関係でございます。10月14日、韓国ソウルで開催された九州観光説明会、商談会に参加いたしました。九州観光推進機構が主催し、行われたもので、韓国側エージェント、航空会社等約90社、九州からはホテル、観光施設等74社が参加し、九州観光説明会の後、個別に旅行社と商談し、対馬観光のPRを図ったところでございます。ソウルでの対馬の知名度は低く、11月韓国の新幹線KTX全線開通によるアクセスの向上から、観光エコツーリズム、歴史史跡等、モデル観光コースの提示と商談を行ってきたところでございます。

10月17日、第9回対馬初午祭が上県町瀬田の目保呂ダム馬事公園で開催され、ことしは中央競馬で活躍された岡部幸雄元騎手が騎乗し、レースに参加するなど、約1,500人がイベントを楽しみました。

11月6日、7日の両日には、美津島町箕形を開会会場として、シーカヤックフェスタが開催され、台風14号の影響で当初の予定より1週間順延し実施した関係によりまして、延べ150名の参加申し込みが40名と縮小したものの、風、雲一つない絶好のコンディションのもと、参加者は浅茅湾に築かれた金田の城を海から眺め、また陸からの探訪を行い、自然の魅力を十分満喫していたようでした。

また、11月7日には上対馬町舟志街道で、もみじまつりを開催されるなど、今後も島の自然を有効的に活用したイベントとして、島内外へ発信していく所存でございます。

また、11月21日から23日まで、福岡大丸エルガーラ・パサージュ広場にて対馬観光物産展をKBCラジオと共催で展開しました。KBCラジオには、日曜日の正午から17時45分までの間、対馬特集を組んでいただき、対馬の自然、食、歴史探訪等、現地取材を織りまぜながら大々的に長時間PRを行ったところでございます。

また、名古屋、大阪、長崎の各地においても、対馬物産品展やイベントに参加し、特産品の販売促進を行いながら対馬の知名度の向上を図っているところでございます。

次に、空飛ぶ「空弁」ネットワーク事業について申し上げます。この事業は、対馬、壱岐、五島において、地元の特産品を食材とした特色ある弁当を製作し、オリエンタルエアブリッジの貨物室を活用して空輸を行い、長崎空港で販売することでORCの利用拡大、離島製品の加工業の育成と流通交流人口の拡大を図ることを目的とし、長崎県から委託を受けた長崎県空港活性化推進協議会が募集し行われたもので、対馬、壱岐からそれぞれ5事業所、五島から4事業所の応募がありました。審査の結果、対馬の空弁賞には、つしま宝の島本舗の対馬のごつつおうが選定され、11月6日から1月末までの3カ月間、1日限定20個、1個2,000円で販売されております。なお、この事業につきましては、緊急雇用創出事業により空弁製作員として1名の雇用がっております。

次に、10月27日から29日に姉妹縁組を結んでいます韓国釜山広域市影島区との行政交流

セミナーが行われ、影島区職員16名が来島し、環境施策について研修、交流を行いました。

また、11月2日、3日は、福岡県粕屋郡新宮町で、朝鮮通信使ゆかりの町全国交流会が、11月3日はひとつばたご自生地を縁に姉妹都市の締結をいたしております岐阜県中津川市の「ひるかわMAIKA2010」に、11月6日、7日は姉妹縁組を締結しています岡山県瀬戸内市の「瀬戸内牛窓国際交流フェスタ」に出席し、それぞれで交流を深めました。

続きまして、総務部関係でございます。

国境離島活性化対策要望についてでございますが、10月7日国境離島活性化対策特別委員会との合同要望活動として、対馬における防衛力強化と防人の島新法制定について、防衛省、国土交通省、本県選出国會議員及び関係国會議員に要望書を手渡してまいりました。

要望書の要旨は、自衛隊増強につきましては、1個連隊規模の自衛隊員増員、災害初動対処のための航空部隊の常駐、大型艦船等の接岸が可能な港湾等の施設整備の3点を中心に、また、防人の島新法につきましては、国境離島地域の諸問題解決や地域振興策を国策としてとらえた新法制定をお願いいたしました。本市の国境離島としての重要性を十分理解していただき、時を得た要望活動であり、実現可能だと考えております。

次に、株式会社TVQ九州放送の地上デジタル放送再送信について申し上げます。市民や市議會議員の皆様からの強い要望が上がってございましたTVQ九州放送の地上デジタル放送再送信同意について協議が整い、11月1日より再送信を開始いたしております。TVQ局の再送信同意については、長崎県外5波目となることなど大きな課題がありましたが、これで長崎の民放局4波とNHK2波の計6波と圏外波である福岡の民放局5波、合計11波について地上デジタル放送の再送信が可能となりました。

次に、市民生活部関連でございます。

11月28日にシャインドームみねで地産地消、有用微生物群EMでの環境改善をテーマとした対馬食エコフェスタが開催されました。このフェスタは、食育の理解と関心を深めることと同時に、地球温暖化防止を図ることを目的に、対馬市保健環境連合会、対馬市食育推進協議会、対馬保健所地区協議会の協力のもと、約800人の方々が参加されました。午前中は、西小学校による食育活動の発表と、竹田雅浩氏を講師に招き、対馬でのカーボンオフセットの取り組みについて講話をいただきました。午後は、地物を使った軽トラ市、鮮魚即売会など、農林水産物を販売すると同時に埼玉県戸田市役所の職員である吉田義枝氏による「生ごみは宝の山」と題した講話が行われました。高齢者と障害者を巻き込んだ環境と福祉の融合を目指した戸田市の取り組みは、本市のおいても大いに参考にすべき実践事例でありました。

また、「EMによる対馬再生」と題したパネルディスカッションも行われ、対馬でのEMの活用やこれからの可能性について議論をいただきました。食育と環境という難しいテーマにもかか

ならず、大盛況のうちに開催することができましたことは、多数の団体の御協力、御支援をいただいたたまものであり、参加者からも「よいイベントだった」との多くの声をいただきました。

次に、福祉保健部関連でございます。

1月17日、第1回対馬市新病院建設基本計画検討委員会を開催し、対馬いづはら病院と中対馬病院の再編・統合計画に伴う新病院建設について協議をいただいたところでございます。

今回の検討委員会では、新病院の基本構想・基本計画、病院建設の候補地、住民説明会の開催方法、現2病院の今後の方向性などについて説明し、委員からいろいろな御意見をいただきました。今回の意見を踏まえ、12月中旬に2回目の検討委員会を開催し、その後住民説明会を町単位で実施する予定であります。検討委員の皆様にもできる限り住民説明会に出ていただき、地区の意見を聞いていただくことにしております。

なお、用地の選定につきましては、地区の皆さんの意見を十分に拝聴し、委員からの意見を伺いながら、判断してまいりたいと考えております。

最後に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に合わせ、10月26日に名古屋市で開催されました生物多様性国際自治体会議の分科会に参加しました。この分科会では、ツシマヤマネコの生息環境に配慮した森づくりの取り組み、有用微生物群EMを活用した自然環境への回復活動等、森づくり条例、環境条例の制定の必要性を紹介しました。特に、海の問題では、対馬海域における海洋資源の現状と、将来に向けた資源管理漁業の必要性を紹介し、海洋保護区の制定の意義を強く訴えました。

30日未明に閉幕しましたCOP10の主要議題では、2010年以降の多様性保全目標「愛知ターゲット」が採択され、2020年までに生態系の保全に向け、陸地の17%、海域の10%を保護区として効果的に管理、保全していくことが定められました。179の締約国、関連国際機関、NGOなどから、1万3,000人以上が参加したこのCOP10において海洋生物資源が、生物多様性に配慮し、持続的に利用するための適切な措置を行うよう各国に促すことなどが決定されたことは、本市が取り組む海洋保護区の制定に向けて後押しする形となり、非常に意義深いものであります。

今後も、国、県及び関係機関、そして市民皆さんに制定の必要性、重要性を呼びかけ、本来あるべき島の姿へと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、厚生常任委員長の閉会中の所管事務調査報告を行います。

16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成22年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により、報告いたします。

当委員会を、平成22年11月24日午後1時より、対馬市役所2階別館第2会議室において全委員出席のもとに開会いたしました。

市長部局より近藤市民生活部長、扇福祉保健部長並びに各担当課長、上県・上対馬地域活性化センター部長ほか、また病院側より対馬いつはら病院糸瀬院長、桐谷新病院建設推進部長の出席を求め、1、海岸漂着物地域対策推進事業の進捗状況について、2、上県、上対馬地区における公設の霊柩車の今後の使用について、3、平成23年度対馬市ごみ収集運搬業務の委託について、4、新病院の基本構想・基本計画についての説明を受けたところであります。

まず、海岸漂着物地域対策推進事業であります。対馬市では地域グリーンニューディール基金事業を活用し、今年と来年の2カ年で、海岸漂着物の回収処理を行うものです。回収にあたっては、例年水産庁の離島漁業再生支援交付金を活用し、地先の海岸清掃を行っている実績があることから、各漁業集落を委託先とすることが望ましいとの決定が、市で設置されている海岸漂着物対策推進委員会でごなされたとのことであります。

今年度は対馬の北部及び西海岸を重点区域と位置づけ、回収作業は既に90%が終了し、来年2月までに完了する予定となっております。今年度延べ8,000人の作業人員が投入され、1万6,500袋の漂着ごみが回収される見込みとのことであり、これに要する事業費総額は4億700万円が全額補助により予算計上されているものであります。

次に、上県・上対馬地区における公設の霊柩車の使用についてであります。それぞれ1台ずつ保有しておりましたが、平成22年12月末日に上対馬所有車は廃車し、上県所有車については平成23年6月末日まで使用して、その後廃車するとの市の方針であります。上県所有車を両地区で継続して使用できるようにとの地区住民の強い要望であります。御承知のとおり景気の冷え込む中、生活費の削減をモットーとした住民の思いであり、当委員会では慎重に審議した結果、上県所有車を2町で継続して使用できるよう市に強く望むものであります。

次に、平成23年度対馬市ごみ収集運搬に係る業務についてであります。従来の収集委託地区が変更になっております。

美津島・上県については、1地区から2地区となり、合計13地区の委託件数になります。事業説明会は平成23年2月中旬以降、入札は同下旬以降に予定されているとのことであります。

最後に新病院の基本構想・基本計画であります。病院の規模は275床、延べ床面積1万

9,250平方メートル、概算事業費7億3,900万円が見込まれ、22の診療科目を予定しております。今後のスケジュールであります。基本設計は平成23年5月から10月までの6カ月間、実施設計は平成24年1月から5月までの5カ月間で完了し、建設工事は平成24年9月から平成26年6月までの22カ月間までに竣工し、開院は平成26年10月の予定となっております。

大きな課題となっております建設用地であります。約3万平方メートルの確保が必要とされており、次の4地区が候補地となっております。

「小浦」・「根緒」・「ナイラ」・「グリーンピア対馬」であります。候補地の絞り込みと決定については、12月中旬以降旧6町ごとに住民説明会を行い、意見を収集した後、2月までに、対馬市新病院建設基本計画検討委員会で候補地を2地区までに絞り込みをお願いし、最終決定を市長が行うとのことであり、このことは、平成23年第1回定例会で報告されることとございます。

以上、厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 産業建設常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。

平成22年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により、報告をいたします。

当委員会は、平成22年10月20日、公園の施設管理及びしいたけ生産施設の状況把握と調査・研究を、黒田委員は欠席でありましたが、市長部局より平山総務部長、本石観光物産推進本部長、比田勝農林水産部長並びに担当課長等の出席を求め、それぞれの現地において説明を求めながら調査をいたしました。

今回の調査・研究箇所は、巖原町の鮎もどし公園、豆殿崎公園、上見坂公園の管理状況と、しいたけ生産組合久根協業体の生産施設であります。

まず、鮎もどし公園は昭和62年度から約16億5,400万円の事業費で整備され、平成3年7月に供用開始された公園であります。全体管理と管理センター勤務で通年2名が管理に携

わっており、その他園内の除草・清掃等のため延べ約360人分の雇用経費を含め、約705万円で管理業務委託されています。当園にはキャンプ場があり、昨年度の利用収入は約5万円あります。当日は、遊歩道を含む周辺の除草等の管理は良好でしたが、森林浴広場については、その目的に沿った管理が行き届いていないと思われるので、景観に配慮した対応を要望いたします。また、スポーツスライダーは平成19年から休止されそのまま放置されていますが、再開か中止を判断され、景観の維持に努められるよう要望いたします。なお、画一的に削減された管理委託料で広大な面積を有する公園を通年管理できるのか、また、夏休み期間中にキャンプ施設貸し出しと水泳監視に常時3名雇用されていますが、これらについても検討されることを要望いたします。

豆駝崎公園は、対馬最南端の観光スポットとして人気が高く、園地、遊歩道もよく整備されていましたが、園内とその周辺の松枯れがすばらしい景観を大きく阻害しております。すばらしい風情を醸し出すこれらの松は大事な財産であります。長崎県ともよく協議をされ、抜本的な防除対策を講じられるよう強く要望いたします。なお、先端の展望所付近では風による浸食箇所が見受けられます。このことも県当局と協議されることを望みます。また、平成11年4月からキャンプ場が供用開始されていますが、使用許可等について現状に適応した管理体制に見直すべきと思われる。

上見坂公園の管理状況は良好でありましたが、展望台から浅茅湾を望むとき、これらを阻害する立木については、長崎県と協議をされ善処されるよう望みます。なお、各施設とも、推定利用者数の算出方法についても、検討されますよう要望いたします。

次に、しいたけ生産組合久根協業体の生産施設を調査・研究いたしました。本協業体は、規模拡大を図るため平成19年度に「対馬しいたけ復活プラン総合対策支援事業」により、ほだ場、乾燥機、保管倉庫、選別機、作業道開設、作業車等を整備された施設であります。年次別植菌計画も達成し、生産量も現況もほだ場の状況では安定した生産が期待されます。なお、今後においても、さらに遊休地を活用しながら規模拡大を図り、良質のしいたけ生産に取り組む意欲を示されましたので、市当局におかれましても、弾力性を持った対応を望むものであります。

最後になりましたが、当日は、お忙しい中、全生産者が現地にて説明していただき、対馬しいたけのブランド確立に向けた御意見等をお聞かせいただき、今回の調査・研究の目的を達成することができました。心より厚くお礼を申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 国境離島活性化対策特別委員会の報告をいたします。対馬市議会議長、作元義文様。国境離島活性化対策特別委員会委員長、糸瀬一彦。

国境離島活性化対策特別委員会調査報告書、国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成22年9月21日午後3時より、対馬市役所別館大会議室において、大部委員、桐谷委員の2名は欠席でありましたが、作元議長も出席され、第5回委員会を開催いたしました。説明員として、財部市長、大浦副市長、平山総務部長、桐谷総務課長、永尾地域再生推進本部長、豊田副本部長の出席を求め、今回は「自衛隊誘致増強問題について」、「防人の島新法について」の2項目について、重点的に研究協議を行いましたので、その内容について報告いたします。

まず、「自衛隊誘致増強問題について」であります。前回平成21年1月26日の要望書をたたき台にし、要望内容の検討・精査を行い、次の3項目、「国境離島にふさわしい自衛隊員の増員」、「自衛隊ヘリの配備常駐化」、「自衛隊護衛艦等が接岸可能な港湾施設整備」を新要望書に盛り込むことを確認決定いたしました。

次に「防人の島新法について」であります。平成22年7月22日、長崎県知事あて提出した要望書を参考にし、内容検討を行いました。

結果として、新要望書に、島を守り活力を与えることは、国土を守るという観点から、国境離島の問題を一地方の問題にとらえることなく、日本国全体の問題としてとらえ、国境離島地域の問題解決や地域振興に向けた新法「防人の島新法」の制定を強く要望することを盛り込むことで確認いたしました。

その他として、委員会に、理事者より「国への陳情同行要請」がありましたので、派遣委員として、糸瀬委員長、阿比留副委員長の2名の派遣を決定いたしました。派遣内容は、「対馬の自衛隊増強について」、「防人の島新法の制定について」の要望書2件について、国へ提出陳情のため同行するものです。

また、国への陳情前に、市長、議長、委員長、副委員長の4名で、島内3自衛隊への要望あいさつを行うことも決定いたしました。

早速、10月2日と5日に、それぞれの部隊を訪問、各部隊の司令に要望書について説明を行い、上級官庁への連絡もお願いいたしました。

10月7日の国への要望書提出及び陳情行動の概要について、市長の行政報告で説明がございましたが、同行いたしましたので、以下のとおり簡単に報告いたします。

衆・参本会議中にもかかわらず、民主党副幹事長、副大臣、政務官並びに多数の国会議員本人に快く対応していただき、また尖閣諸島問題で日本中注目の中だけに、それぞれの要望について、十分に理解を示してもらえたことと、対馬を視察されたことのある関係者が多かったこともあり、今では超党派で議員立法も可能ではないかとの声も多く聞かれました。今回の陳情は、時期的にも内容的にも実りあるものになったと実感いたしております。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第8、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。
8番、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） 国県道路整備促進特別委員会の調査報告を行います。対馬市議会議長、作元義文様。国県道路整備促進特別委員会委員長、齋藤久光。

国県道路整備促進特別委員会調査報告書、国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成22年11月18日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、大浦副市長、地域再生推進本部の永尾本部長及び豊田副本部長の出席を求め、全委員出席のもと第7回の委員会を開催いたしました。

まず、大浦副市長より、国道、県道の整備に係る県の国への要望状況の説明があり、これに対し、国・県道の未改良区間の中で、用地の問題が事業実施の障害となっている箇所等について、市も積極的に関与してもらい、事業の早期着手への環境整備を図っていくよう要望し、本特別委員会としても積極的な要望活動が必要ではないかとの意見が多く出されました。

次に、地域再生推進本部より、高速カーフェリーの導入提案に係る市の対応についての経過等の説明を受けました。委員からさまざまな意見が出されましたが、この問題については、航路事業者の事業内容や考え方等も聞き、今後も引き続き研究していくことといたしました。

市長の要請による陳情同行に対する本特別委員会のあり方について、市の考え方を確認いたしました。陳情同行については、議長、委員長、副委員長に限定せず、時と場合によっては委員全員での陳情も必要ではないかとの強い意見が出され、特別委員会の意義を踏まえた対応をして

ほしいとの委員会の総意に対し、大浦副市長より、「陳情に行くときは、基本的には議長、委員長及び副委員長にお願いしたいと考えている」ということを理解してほしいとのことでございました。

委員会としては、先般、対馬全域の平成21年度の国県道事業実施箇所と改良が必要な未改良区間の合わせて24カ所の現地調査を実施いたしました。この中から1件でも多くの新規事業の採択に向けて、また、海の国道である海上航路の抜本的な運賃改善等について、国、県に対し、どのような形で働きかけていけばよいのか、積極的な調査、研究を継続していき、的確な情報の共有と、議会と行政との協力体制が重要であることを確認いたしました。

委員会終了後、同日午後より、豊玉地域活性化センター3階大会議室において、株式会社市民フェリー壱岐対馬の種田社長及び壱岐・対馬フェリー株式会社の真崎社長にお越しをいただき、対馬・壱岐・博多航路への高速トリマラン導入計画について、両社長より経過と計画等について説明を受け、勉強会を行いました。委員会といたしましては今後の状況を見守りたいと思います。

以上で、国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 決算審査特別委員会に付託の閉会中の継続審査報告

○議長（作元 義文君） 日程第9、決算審査特別委員会に付託の閉会中の継続審査報告を議題といたします。付託事件は、認定第1号、平成21年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本件は、閉会中の継続審査として決算審査特別委員会に付託しておりましたので、報告を求めます。11番、阿比留光雄君。

○議員（11番 阿比留光雄君） 決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成22年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました「認定第1号、平成21年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査結果を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、10月25日及び26日の2日間にわたり、対馬市議会議場において、桐谷徹委員は欠席でありましたが、市長部局より担当部長、関係職員及び代表監査委員の出席を求め、細部にわたり説明を受け、慎重な審査を行いましたので、その内容について特に質疑や意見が集中した点を報告いたします。

総務費関係では、交通安全協会の補助金について、交通安全協会は補助金と会費で運営されて

いるが、全国的に用途が不明ではないかというような報道等が過去にあっており、対馬市において協会のあり方等について、今後、会議のあるごとに協議・検討してもらいたいとの要望があったところであります。

地方バス路線維持費補助金の今後の見込みについて、市としては教育委員会と協力しながら、市営バス、通学バスを含め効率的な運営に努め、補助事業者の経費を削減し、補助金を年々下げていきたいということで取り組んでいるとのことであります。また、交通弱者等のためにも各路線を維持していけるよう要望がっております。

生活対策臨時交付金事業関係の執行残額について、早く事業の執行に努めていけば有効に活用できたのではないかと指摘に対し、一般財源もあわせて予算措置しており、執行残分については一般財源を減額し、交付金をすべて活用したとのことでありました。

岐阜県中津川市との交流事業の減額及び事業の成果については、執行額の減については、交流事業参加者の減によること、また成果については、交流協会が立ち上がり、行政主導から民間主導の交流ができるようになり、今までより前進したとのことであります。今後は、予算を有効活用し、交流促進に努めてもらいたいと思います。

地域マネージャー制度について、各地区の地域審議会、それと総合計画を有効活用することで、地域マネージャー制度も地域の活性化にもつながるのではないかと指摘があり、今後地域マネージャー制度が浸透した折には、お互いの制度が十分に連携をとっていくように配慮していきたいとのことであります。

次に、民生費関係では、保育所の待機児童問題については、一部の保育所の問題で、現段階では施設の増築等の問題もあり難しいとのこと。現に困ってある保護者もあり検討してもらいたいとの要望がっております。また、保育士に関して、嘱託の保育士が多く、仕事の内容は変わらないと思われるが、正規の保育士として採用しないという考え方かという指摘に対しては、保育所配置計画を平成21年度に策定したところであり、今後は、保育所の統廃合も考慮しながら、職員の確保をしていきたいという回答でありました。なお、嘱託職員の待遇については、前歴加算等考慮し、改善しているとのことであります。

次に、衛生費関係では、合併処理浄化槽設置事業補助金について、当初予算からかなりの減になっているが、その原因と普及についての質問があり、減になった理由としては、新築住宅の着工件数の減が主な要因で、普及については、国のほうで補助率の見直しが検討されているということであり、今後、国や県の支援措置をお願いし、普及を図っていきたいとのこと。す。

特定健診の受診率について、受診率により後期高齢者支援金に影響するとのことであり、平成24年度において国が示した65%を達成するのは困難な状況であるが、受診率向上のために努力していくとのことであります。

なお、後期高齢者医療制度の見直しが現在検討されており、このことについては、流動的な要素も含んでいるとのこととあります。

次に、農林水産業費では、ふるさと雇用再生特別基金事業により行っているカンショ・そばの試験栽培において、これらを原料とした焼酎等のブランド化を成功させ、将来的には全島的に栽培できるようにするということであるが、農家に推奨する場合、どれだけのコストでどれだけの収入になるのか等、資料の収集をするよう指摘があったところです。また、ブロッコリーの栽培についても、今後引き続き取り組んでもらいたいという要望がっております。

分収林の整備状況についての質問では、現在把握を行っている状況であり、今後極力整備を進めていきたいとのこととあります。

松枯れの状況について、非常に厳しい状況であり、その対策については、空中散布をしたり、松枯れに強い抵抗性の松を植林したりしているが、駆除のほうが進んでいないということだが、松くい虫の入らない松が出ているという指摘もされており、今後の対策としてもらいたいと思います。

しいたけ種ごまの補助金について、単に種ごま代の補助をするのではなく、市として計画性を持った形での振興策を策定し、それに基づくような補助制度にすべきではないかという指摘がっております。

イノシシ対策について、これまでの事業で購入した箱わな等の使用状況等については、だれがどのくらい仕掛けているのか等調査・把握をして、有効な対策をとってもらいたいと思います。

環境王国関係の事業について、環境王国認定協議会は安心・安全な作物を消費者のもとに届けるという趣旨で設立されたもので、対馬市としては農産物の出口を一つでも確保したいということだが、これも一つの手段としてはよいが、もっと大きい組織と組んでいくことも必要ではないかという意見がっており、その点も十分検討していただきたいと思います。

次に、商工費関係では、企業誘致活動の状況等について質問があり、合計19回程度島外に出向き、活動を行ったとのことであるが、今日の経済状況ではなかなか難しい状況にあるようです。今後は、特に環境・次世代のエネルギー等国策に沿ったような事業展開を本格的に取り組むなど、なお一層の努力をお願いしたいと思います。また、県への職員派遣等を行い、誘致活動の推進を図ってはどうかという意見があり、他の自治体の状況及び効果等を調査し検討させていただきたいとのこととあります。

福岡事務所の成果については、対馬学等の講座の開設、インターネットによる情報発信、各民放テレビ・ラジオ等によるCM、高速道路パーキングエリアでの物産の出品等を行い、対馬の知名度向上と産品をつないでいくという部分で非常に頑張ったとのこととあります。今後は、福岡事務所に投資した金額、物産の売り上げ等波及効果を数値としてとらえ、事業の展開を図ってい

ただきたいと思います。

次に、教育費関係では、今里小学校と今里中学校が同じ敷地にあることで、用務員が平成21年度から兼務となっており、大変苦勞されているという状況であり、他の学校同様それぞれに配置願いたいという要望があり、できればもとに戻したいということでもあります。

また、維持補修費の執行残が多く、その分のできるような補修箇所もあると思うので、現場の声をよく聞き対応願いたいとの要望があつております。

最後に、平成21年度においては、国の経済危機対策等により、各交付金事業で多くの事業が採択され、その多くが繰越事業として平成22年度に執行されますが、まだ未発注の工事等が若干見受けられます。限られた人員で大変だろうとは思いますが、事業の早期発注に努められますようお願いいたします。

2日間にわたり、活発な質疑応答が行われ、決算の内容を審査した次第であります。

質疑、討論終了後、採決を行った結果、「認定第1号、平成21年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かしていただきたいことを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号、平成21年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。開会を11時15分から。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（作元 義文君） 着席してください。再開します。

.....
日程第10. 総務文教常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告

○議長（作元 義文君） 日程第10、総務文教常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告を議題とします。

付託事件は、認定第10号、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第11号、平成21年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件であります。

2件は、閉会中の継続審査として総務文教常任委員会に付託しておりましたので、審査報告を求めます。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） おはようございます。平成22年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件については、議長あて報告しており、既に皆様のお手元に配付されておりますその経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成22年11月5日、山本委員、脇本委員は欠席でしたが、豊玉地域活性化センター3階会議室において、豊玉地域活性化センター、上県地域活性化センターの説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。その結果を報告書の2ページの3行目から報告をいたします。

認定第10号、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,687万6,214円、歳出決算額3,654万4,438円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入286万1,040円、2款国庫支出金2,018万7,449円、3款県支出金693万2,163円、4款繰入金で一般会計からの繰入金646万円となっており、国・県の補助が歳入全体の75.3%を占めております。

歳出の主なものは、1款総務費は、主に給料、職員手当等の人件費として2,743万5,409円、2款施設費は、航路事業の運営に伴う経費として910万9,029円となっております。

この事業は、生活航路としての役割を果たすことで、国・県の補助により運営されており、今後、国の動向等をよく把握し、事業運営を行っていただきたいと思っております。

次に、認定第11号、平成21年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額4,566万1,666円、歳出決算額4,555万5,799円であります。

歳入の主なものは、1款売電事業収益2,588万7,346円、3款繰入金で財政調整基金からの繰入金1,929万8,000円となっております。

歳出の主なものは、1款電気事業費は、風車管理に関する費用として2,990万4,285円、2款公債費は、元利償還金として1,498万7,714円となっております。

この事業は、事業開始から年数もたち、最近では故障も多く、そのための修繕経費が目立つようになってきている状況で、平成21年度より多額の基金繰り入れを行っており、公債費の償還終了までの事業運営に支障を来さないよう、今後ますます維持管理に細心の注意を払い、安定した事業運営に努めていただきたいと思います。

以上、本委員会に付託された認定第10号及び認定第11号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから2件について討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。2件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 厚生常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告

○議長（作元 義文君） 日程第11、厚生常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告を議題とします。

付託事件は、認定第2号、平成21年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての7件であります。

7件は、閉会中の継続審査として厚生常任委員会に付託しておりましたので、審査報告を求めます。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 厚生常任委員会審査報告を行います。

平成22年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成21年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成21年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成21年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の審査について、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、10月22日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より扇福祉保健部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

認定第2号、平成21年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入3億7,061万6,000円に対し、歳出は3億6,892万円で、差し引き169万6,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款診療収入2億5,388万2,000円、3款県支出金2,271万円、4款繰入金6,770万3,000円の一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、1款総務費2億4,145万円のうち嘱託医3名分の謝礼として6,919万6,000円が含まれております。

2款医業費1億2,746万9,000円であります。ちなみに、外来の年間利用人員は、豊玉診療所は延べ2万1,811人、仁田診療所は延べ4,953人の利用実績となっており、地域医療に貢献しているところであります。

認定第3号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は55億7,931万8,000円に対し、歳出は55億1,518万1,000円で、差し引き6,413万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税12億789万7,000円、3款国庫支出金16億8,746万6,000円、5款前期高齢者交付金9億573万9,000円、8款共同事業交付金6億6,443万8,000円であります。国保税の収納のうち一般被保険者国民健康保険税の現年課税分は89.83%の実績であります。現年度収納率が91%を下回れば、普通調整交付金は5%の減額措置となり、対馬市の場合、2,768万7,000円が減額されたこととなります。91%を上回る徴収努力を願うものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費33億8,751万円、3款後期高齢者支援金等7億

9 2 1 万 2, 0 0 0 円、 6 款 介 護 納 付 金 2 億 9, 8 6 0 万 5, 0 0 0 円、 7 款 共 同 事 業 抛 出 金 8 億 8 2 8 万 1, 0 0 0 円 とな っ て お り ま す。

認 定 第 4 号、 平 成 2 1 年 度 対 馬 市 老 人 保 健 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て、 歳 入 は 3 2 0 万 4, 0 0 0 円 に 対 し、 歳 出 は 2 0 1 万 2, 0 0 0 円 で、 差 し 引 き 1 1 9 万 2, 0 0 0 円 の 黒 字 とな っ て お り ま す。

歳 入 の 主 な も の は、 6 款 諸 収 入 1 8 7 万 円、 歳 出 は 2 款 医 療 諸 費 の 1 3 4 万 5, 0 0 0 円 で あ り ま す。 御 承 知 の と お り、 本 特 別 会 計 の 老 人 保 健 制 度 は 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 へ 移 行 さ れ て お り、 本 年 度 は 平 成 2 0 年 3 月 診 療 分 の 精 算 処 理 を 行 う も の で あ り ま す。

認 定 第 5 号、 平 成 2 1 年 度 対 馬 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て、 本 会 計 は 平 成 2 0 年 4 月 1 日 よ り、 従 来 の 老 人 保 健 制 度 か ら 移 行 し た 7 5 歳 以 上 の 高 齢 者 を 対 象 と し た 医 療 制 度 で あ り ま す。 こ の 運 営 は、 長 崎 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 が 行 い、 保 険 料 徴 収、 申 請 時 の 手 続 を 本 市 が 行 っ て い る も の で あ り ま す。 ま た、 医 療 給 付 費 の 5 割 を 公 費 で、 4 割 を 現 役 世 代 の 加 入 す る 医 療 保 険 で 負 担 す る 仕 組 み で あ り ま す。

歳 入 は、 3 億 1, 5 2 1 万 2, 0 0 0 円、 歳 出 は 3 億 1, 4 9 3 万 2, 0 0 0 円 で、 差 し 引 き 2 8 万 円 の 黒 字 とな っ て お り ま す。

歳 入 の 主 な も の は、 1 款 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 1 億 7, 1 0 5 万 2, 0 0 0 円、 5 款 繰 入 金 1 億 3, 7 1 1 万 8, 0 0 0 円 で あ り ま す。

歳 出 の 主 な も の は、 2 款 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金 2 億 7, 5 0 3 万 7, 0 0 0 円 とな っ て お り ま す。 徴 収 率 に つ い て は、 普 通 徴 収 9 6 %、 特 別 徴 収 1 0 0 % とな っ て お り ま す。 こ の 制 度 は 見 直 す こ と が 決 定 さ れ て お り、 平 成 2 5 年 4 月 に 新 制 度 へ 移 行 さ れ る 予 定 で、 負 担 割 合 が ど の よ う に な る の か 国 で 現 在 検 討 中 と の こ と で あ り ま す。 本 年 度 対 馬 市 の 被 保 険 者 数 は、 平 成 2 2 年 1 0 月 末 現 在 で 5, 4 6 8 人 とな っ て お り ま す。

認 定 第 6 号、 平 成 2 1 年 度 対 馬 市 介 護 保 険 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て、 歳 入 3 1 億 8 9 1 万 8, 0 0 0 円 に 対 し、 歳 出 3 0 億 9, 8 1 1 万 円 で、 差 し 引 き 1, 0 8 0 万 8, 0 0 0 円 の 黒 字 とな っ て お り ま す。

歳 入 の 主 な も の は、 1 款 保 険 料 4 億 4, 5 0 0 万 9, 0 0 0 円、 3 款 国 庫 支 出 金 7 億 8, 2 3 5 万 9, 0 0 0 円、 4 款 支 払 い 基 金 交 付 金 8 億 7, 2 3 3 万 8, 0 0 0 円、 5 款 県 支 出 金 4 億 4, 9 1 2 万 9, 0 0 0 円、 7 款 繰 入 金 4 億 9, 8 6 4 万 3, 0 0 0 円 で あ り ま す。

歳 出 に つ い て は、 2 款 保 険 給 付 費 2 8 億 5, 2 0 8 万 1, 0 0 0 円、 8 款 地 域 支 援 事 業 費 8, 4 9 1 万 7, 0 0 0 円 とな っ て お り ま す。

運 営 に つ い て は、 在 宅 や 施 設 で の 保 険 給 付 費 を 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料 2 0 %、 第 2 号 被 保 険 者 保 険 料 3 0 %、 国 が 2 5 %、 県 1 2. 5 %、 市 1 2. 5 % の 負 担 割 合 とな っ て お り ま す。 対 馬 市 で

は、65歳以上の高齢者は平成22年3月末で1万392人、介護を必要とされた人数は2,225名となっております。なお、保険料の徴収率は現年度分97.72%となっております。

認定第7号、平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は、1億2,376万9,000円に対し、歳出が1億1,382万4,000円で、差し引き994万5,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款繰入金8,491万7,000円、3款諸収入3,060万6,000円であります。

歳出の主なものは、1款地域支援事業費9,454万5,000円、2款介護予防支援費1,927万9,000円であります。

繰入金については、介護保険特別会計より保険給付費の3%を繰り入れております。この制度により地域包括支援センターが中核となり、「要支援」「要介護」状態になることを予防するとともに、「要支援」「要介護」状態になっても住みなれたところで自立した日常生活を行うことができるよう支援を行っているところであります。

認定第8号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は6億4,961万円に対し、歳出は6億1,684万8,000円、差し引き3,276万2,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、3款繰入金2億6,121万円、5款諸収入3億7,604万7,000円であります。

歳出の主なものは、1款民生費5億4,937万4,000円、2款公債費6,747万3,000円であります。

今年度の特長としては、国の緊急経済対策等により施設管理費では1億2,713万1,000円の増額決算となっております。ちなみに、短期入所延べ利用者数は、浅茅の丘が2,190人、日吉の里が1,460人となっております。先ほど申し上げました施設管理費でございますが、特養いづはら、ひとつばたご、日吉の里のスプリンクラー設置工事が主なものとなっております。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第8号の7特別会計の歳入歳出決算は、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから7件に対する討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。7件に対する委員長報告はいずれも認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、7件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 産業建設常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告

○議長（作元 義文君） 日程第12、産業建設常任委員会に付託の閉会中の継続審査報告を議題とします。

付託事件は認定第9号、平成21年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定から、認定第14号、平成21年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの4件であります。

4件は、閉会中の継続審査として産業建設常任委員会に付託しておりましたので、審査報告を求めます。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成22年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第9号、平成21年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号、平成21年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号、平成21年度対馬市水道事業会計決算の認定についての4議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、報告をいたします。

当委員会は、平成22年10月5日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、市長部局より斉藤建設部長、阿比留水道局長並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第9号、平成21年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定については、厳原町日吉のNTT西日本宿舍跡地を取得するために設けられた特別会計で、歳入決算額は市債の1億5,900万円、歳出決算額は都市整備費の1億5,900万円であります。

認定第12号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額11億7,046万6,668円、歳出決算額11億4,020万9,639円であります。

認定第14号、平成21年度対馬市水道事業会計決算の認定については、水道事業収益2億3,939万7,458円、水道事業費用は2億2,541万4,664円であります。

両会計の水道使用料滞納額が、簡易水道事業特別会計で1,634万9,740円、水道事業会計で2,086万8,880円であり、そのうち簡易水道事業特別会計で99万4,690円、水道事業会計で296万9,460円が不納欠損処理されています。給水停止等により徴収に努力をされていますが、使用者負担の公平を期するため、今後さらなる徴収率の向上に期待をいたします。

認定第13号、平成21年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額2,479万9円、歳出決算額2,238万8,172円であります。加入計画戸数89戸のうち、平成21年度末の加入戸数は57戸で、加入率64%という状況であり、下水道管理費約535万円に対し、使用料及び手数料は約225万円であります。一般会計からの繰入金圧縮のために、当初計画に沿った事業の推進を強く要望いたします。

議決された予算は、その趣旨・目的に従って適正に効率的に執行されており、付託されました4件の歳入歳出決算については、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから4件に対する討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。4件に対する委員長報告はいずれも認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、4件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

昼食休憩といたします。開会は、午後1時から。

午前11時44分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第13. 議案第105号

○議長（作元 義文君） 日程第13、議案第105号、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第105号、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、過疎地域自立促進特別事業基金、地方バス路線維持費補助金及び各事業費の決定による追加・調整等が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成22年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億4,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億8,422万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条、債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を6ページ及び7ページの「第2表債務負担行為」によるとするものであります。

第3条、地方債の補正は、地方債の追加・変更を8ページから9ページにかけての「第3表地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を35億150万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明をいたします。14ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款地方交付税は、普通交付税を4億2,984万4,000円増額、14款国庫支出金は、1項国庫負担金で漁港施設災害復旧事業負担金1億7,280万円の減額。

2項国庫補助金で、16ページをお願いいたします。

地域介護関係補助金の増額など、1,056万9,000円の補正であります。15款県支出金は、2項県補助金で1目総務費県補助金の雇用関係事業交付金1,367万9,000円の減額、4目農林水産業費県補助金の漁港整備事業補助金8,279万7,000円の追加が主なものであります。

18ページをお願いいたします。

18款繰入金は、教育施設整備基金繰入金450万円を減額、20款諸収入は、新規ビジネス

応援事業補助金返還金等267万5,000円の増額、21款市債は、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債3億9,000万円。

20ページをお願いいたします。

最後の列になりますけども、臨時財政対策債4億4,080万円など、10億4,040万円を増額いたしております。

22ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。2款総務費の主なものとして、3目財政管理費の過疎地域自立促進特別事業基金の積立金3億9,000万円。

24ページをお願いいたします。

7目企画費の19節負担金補助及び交付金に、地方バス路線維持補助金1億1,224万2,000円。9目国際交流費の対馬国際交流協会補助金600万円の追加など、5億2,469万7,000円の増額であります。

26ページをお願いいたします。

3款民生費1目社会福祉費で、主なものとして、1目社会福祉総務費の20節扶助費の障害者福祉医療費など2,047万5,000円。

28ページをお願いいたします。

5目老人福祉費の19節負担金補助及び交付金の地域介護関係補助金1,009万円の追加など、4,282万3,000円の増額であります。

2項児童福祉費は、2目児童福祉施設費の臨時保育士賃金1,409万円。

30ページをお願いいたします。

へき地保育所改修工事369万5,000円の増額が主なものであります。

3項生活保護費は、32ページをお願いいたします。

扶助費2,650万円など、3,701万8,000円を増額いたしております。4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費の特別会計の負担金補助金1億1,302万4,000円。

2目予防費の予防接種事業委託料1,227万3,000円などが主なもので、1億3,768万6,000円を増額しております。

34ページをお願いいたします。

2項清掃費3目し尿処理費の機械設備点検委託料793万8,000円の追加などが主なものであります。

6款農林水産業費は、36ページをお願いいたします。

2項林業費の13節委託料、松くい虫防除委託料400万6,000円。

38ページをお願いいたします。

15節工事請負費の林道南室線開設工事など5,351万4,000円の追加、3項水産業費の4目漁港建設費15節工事請負費で、内院漁港整備工事費9,300万円の追加が主なものであります。

40ページをお願いいたします。

7款商工費は、2目商工振興費の13節委託料で572万3,000円の減額が主なものであります。

42ページをお願いいたします。

8款土木費は、市道の維持補修改良工事。

44ページをお願いいたします。

河川港湾工事費等の補正であります。

46ページをお願いいたします。

9款消防費は、消防関係車両の購入など2,022万1,000円の増額であります。

10款教育費は、1項教育総務費の学校閉校に伴う行事等に対する補助金300万円。

2項小学校費の48ページをお願いいたします。

3目学校建設費1,641万1,000円の減額。

50ページをお願いいたします。

5項社会教育費2目公民館費の備品購入費340万6,000円などが主なものであります。

52ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、事業費決定による補正であります。

54ページをお願いいたします。

12款公債費は、繰上償還金4億5,505万4,000円を増額いたしております。

なお、56ページから59ページにかけましては、補正予算給与費明細書であります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 今回の補正では、イノシシ等の被害等のフェンスが載っておりませんが、イノシシの被害が、さらに農家にとってはかなり打撃になっております。

シイタケ用のワイヤーメッシュは、シイタケ生産組合によりまして、その生産組合に加入していない、普通のシイタケをやっている方も組合加入がわかってなかった模様なのです。その加入促進もやっていただきたいし、どういった網やろうかと言われたら、そのシイタケ生産組合で取りまとめたワイヤーメッシュであるということがこのごろわかっております。そのシイタケのワイヤーメッシュは、農業のほうで配られたワイヤーメッシュと形状がちょっと変わっております。

高さも高いようにありますので、農業用のワイヤーメッシュではシカ等も飛び越えて被害が続発しておると聞いておりますし、農家の所得向上にはなっておりません。

このことを踏まえて、さらに3月の補正でどのような取りまとめを今してあるかどうか、その報告と、シイタケ用とか農業用とか分ける必要はないと思うんですけども、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） イノシシ被害に、市民の皆さんが苦しんであるという状況は、承知しているつもりです。昨日も、仁田のほうまで昼に足を延ばす機会がありましたが、そのときに、その橋のたもとで会った方と話をしましたら、イノシシがおりてきて大変困ってる状況がありますというふうなことを、じかに私のほうにもお話されました。それについては重々わかっているつもりでありまして、議員も御存じのように9月の議会におきまして、たしか3,900万円という金額を、補正を組ませていただいております。それについて、地域のほうの要望等を取りまとめながら、今その作業を進めている状況であります。たしか70何キロとかいうキロ数も、そこで賄えるのではないかと考えておりますし、その前年までも300キロという延長を皆さんにお配りしている状況です。

今、根本的な対策がない中で、このワイヤーメッシュで、集落、また農地等を守るということしかないという思いは持っておりますので、今まで同様にしっかりと取り組んでいく考えをしております。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） もう一つの分に対して答弁をしていただきたいんですけども、農林水産部長ですか、市長はわかりにくいかと思っておりますけれども、形状が変わっておると言うんですけども。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） シイタケほだ場用のワイヤーメッシュ柵につきましては、議員おっしゃられるとおりに、形状が若干違っております。これは、シカ等が容易に飛び越えないというようなことで、現在、今年度、約、延長といたしまして、53キロ配布するように計画しております。高さは2メートルだというふうに聞いております。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

すみません。訂正いたします。幅が2メートル、高さが1.3メートルということで、お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） できますならば、それが日本でできてる規格であるとしてしょう

けど、もう少し別の形状を探していただいて、やはりもう、今2メートルないとシカが飛び越えておるところもあっているみたいです。1.3ぐらいやったら、イノシシも山によっては飛び越えたり、シカは軽く1.2や1.3はジャンプしよるみたいですよ。それでまた、シイタケもこのごろは食べ覚えたとかいう話も、被害もあっておると聞いておりますので、やはり形状をもう少し考えていただいて、被害調査をしていただきまして、新年度予算に取り入れていただきたいと思っております。

それで、比田勝部長、さっき言いよりました、生産組合に加入していない方はシイタケをしよってもわからんのですよ。今回、申し込んでない方が多いですので、その辺も実態調査をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、このシイタケほだ場用のワイヤーメッシュにつきまして、議員おっしゃられるとおり、シイタケ生産組合のほうに配布いたしまして、そちらのほうから各生産者のほうに配られております。といいますのも、各自わずかなシイタケを生産してある方、そしてまた、大規模にされてある方、いろいろございますけども、このような観点から、まずは大規模なところを救済したいというようなことから、このようなことにいたしております。

それと、形状といたしましては、このワイヤーメッシュにつきまして、忍び返しをされてない方が、かなりまだいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、特に、イノシシにつきましても、忍び返しをすることで、かなりの確率で防除できるというようなことを聞いております。

それと、1.3メートルでは低いんじゃないかということでございますけども、これに関しましては、その他の防鹿ネットとか、黒の風の防風用シートですか、そちらのほうと併用して御使用いただければ、効果的になるんじゃないかなというふうに考えております。それと最終的には、また今後とも、その面に関しましても、調査いたしたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 2点ほどお尋ねいたします。25ページ、国際交流協会の600万円という補正ですけど、この点を詳しく。

それから、もう1点は36ページ、この機械器具の設備点検委託料、これは、補正で793万8,000円ということですけど、私のほうで勉強すればよかったんでしょうけど、現計が1億何千万円から多分なっておると思うんですけど、補正で800万円も組まざるを得んということは、何か状況が変わったんでしょうか。もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 25ページ、国際交流費の19節の負担金補助及び交付金の600万円の内訳ということでございますけども、これは、大きく2つに分かれますけども、

実際は直接、行政ができない部分を国際交流協会に委託して行うものでございまして、まず第1点は、韓国観光客の誘致促進のために、韓国国内の新聞広告を200万円を予定いたしております。

それから、第2点目は、韓国ガイドが適正な対馬の観光案内をしてないんじゃないかというような御指摘がっておりますので、これに対応するために韓国のガイド、添乗員あたりを対象にした観光ガイドの研修会を予定いたしております。

以上の2点でございます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 糸瀬議員のほうからの質問についてお答えしたいと思います。

し尿処理の委託料の関係であります。今回の補正の793万8,000円の増は、中部クリーンセンターの機械設備点検の委託料の追加分であります。汚泥処理焼却施設の焼却炉が、温度があまり上がらなくなりまして、燃焼効率が下がり、燃料が余分に必要な状況でありますので、焼却炉の耐火物の点検及びひびひび損傷箇所等の打ちかえ補修を行うものであります。

当施設は、平成4年4月稼働後、18年目を経過しております。前は平成13年度に実施したものでありますので、8年から9年程度で耐火物の打ちかえが必要でありますので、今回補正をさせていただいたわけでございます。従来、たくさん金がかかっているのは巖美清華苑の管理委託料のほうでございますので、中部のほうは直接運営いたしておりますので、この点ぜひ御理解願いたいと思っております。新しい施設ができるまでは、この補修で終わるんじゃないかなろうかと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 今の説明によります機械設備ですか、私も豊玉のほうは非常に日ごろの管理がよくて、メンテが行き届いておるなという思いを持っておりましたけど、先ほど、ちょっと中部施設ですよと言ってもらえば質問せんでもよかったんですけど、まあ、ぜひ、補強で足り得ることであれば、今回やってほしいと思っております。

それから、600万円の、新聞広告が200万円、そして、ガイドの研修会に400万円とは、えらい張り込んで勉強させるやないですか。もうちょっと詳しく。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 失礼いたします。ちょっと説明不足の点をおわび申し上げます。

韓国の観光ガイドも含めまして、島内の観光ガイドも合わせて、講習会、研修会を、予定をしております。韓国からは大体30名程度を呼んで現地研修ということを予定いたしております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） はい、ほかに。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） ちょっと、2点か3点かお尋ねをいたします。

19ページ、諸収入の雑入で新規ビジネス応援事業補助金の返還金がありますが、これはどういう形で返還を求められて返還に応じたのか。1人なのかあるいは数名いらっしゃるのか。その辺をまず1点。

そして、歳出の26ページ、デジアナ変換設備整備工事になってますけども、このことを詳しくお願いしますとともに、もう1点は41ページ、糸瀬議員の質問に重複するかもわかりませんが、韓国人観光客のお買い物満足度アップ事業委託料となっておりますが、どういうことをされようとしているのか、詳しい説明をお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、永尾榮啓君。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） まず、最初の御質問の19ページ、新規ビジネス応援事業補助金の返還金について御説明申し上げます。

事業者は1社でございます。本来であれば21年度中に精算をして、事業を完了するところでもございましたけど、その業者は再三、市からの申し出におきましても、実績報告の提出がございませんでした。22年度に入って提出がございました。実績内容を精査いたしました結果、申請どおりの事業がなされておりました。補助金交付要綱によりまして、市の、いわゆる申請に沿った事業ができてないという判断のもと、事業を22年度に取り消させていただきました。

本来であれば、21年度中に処理しなければならないところでありましたけど、業者の、再三の市からの申し出に対して、業者からの返答がございませんでしたので、やむなく22年度に全額を返還させていただいております。既に、9月1日に金のほうも納入が済んでおります。業者は、先ほど申しましたように1社でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 25ページのデジアナ変換の工事費の件でございますけれども、工事費的には781万4,000円で、国からの補助金が520万8,000円ということで、約3分の2の補助金であります。

このデジアナ変換につきましては、国の総務省からの強い指導によりまして、来年の7月以降デジタル波だけになってしまうと、アナログ波の送信がストップするというので、総務省の理屈づけといたしましては、各家庭で2台目、3台目のテレビを持っておると。そういう人たちにはかなりの負担になると。ですから、暫定的に27年の3月まで約5年間になりますけれども、こちらで受け取っておりますデジタル波をアナログ波に変えて、そのテレビが見れるような状況にという工事でございます。

この件につきましても、来年の7月でアナログ波がストップしてしまえば、テレビ等の廃棄等が集中するというふうな国の考えに基づいて、市としても、どうしても取り込まざるを得ない事業であります。ですので、今度の12月の補正に上げまして、来年の3月までに工事を終了させまして、平成23年の4月1日からは、アナログ波については、このデジタル波をアナログ波に変えて送信をして、テレビを、アナログ波を見ていただくということになります。デジタルテレビをお持ちの方は、そのままデジタル波で見れるということの事業でございます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 41ページの商工振興費の中の委託料の関係で、韓国人観光客お買い物満足度アップ事業委託料ということの御質問のようでございますけれども、これにつきましては、これまで韓国人観光客が幾らお金を持ってきても金を落とさないというような部分が見受けられましたので、この際ティアラの2階があいておりますので、ここに緊急雇用事業におきまして、商工会に委託をお願いし、ここで韓国人がどのような買い物をするのかというような、一つのアンテナショップ的なものでございまして、現在のところ、本年と新年度までの予定で臨むような計画でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） まず、1点目の新規ビジネス応援事業の返還について、先ほど部長より説明をいただきました。例えば、1名以外のほかの人は、すべて市に申請をしているとおり事業が実施されているという受け取り方でよろしいのでしょうか。

次に、2点目のデジアナの件ですけれども、総務部長の説明では、現在持っているアナログテレビが、来年の7月からはデジタル放送になりますので見られないと。その間に対しては、市に対して各個人から申請をして、そういう変換の器具を貸し付けるのか、あるいはもうこれは特定のところに決まっているのか、その辺を再度詳細な説明をお願いしたいと思います。

3点目の韓国観光客の満足度アップ事業については、部長が申されましたように、韓国から大勢の観光客がおいでになっていると。しかしながら、思うように厳原なり、比田勝なり、対馬の商店街にはあまりこう潤いがないような感じで、対馬自体に、韓国人が求めているような買い物が少ないんじゃないか、あるいは物産が少ないんじゃないかというのが、部長に限らず、すべての人がそう思っていると思います。そういうところで、よりよい、こうアンケートをするなり、調査結果で、韓国人の観光客の方が対馬に来て、少しでも多くの買い物をして喜んで帰ってもらえるように、最大の事業になるように取り組んでほしいと思います。すみません、再度、お願いします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、永尾榮啓君。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） 新規ビジネスの再度のお尋ねにお答えいたします。

21年度は、14件の事業を採択いたしております。そのうち、年度中に1件、本人からの申し出がございまして、事業を取りやめたいということで150万円の補助金の返納がっております。残りの13件のうち、そのうち1件につきましては、事業内容と若干違うということで、実績報告の段階で補助金を減額した業者が1件ございます。先ほど申しましたのは、その実績報告の報告期限までに提出がございませんでした。よって、事務処理が本来21年ですべき分を22年度にさせていただいた関係上、今回、雑入で補助金を受け入れるという形をとらせていただいております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） デジアナ変換に対する質問ですけども、これ、各家庭におきましては、画面上でレターボックス形式になりまして、今のアナログで見ている方も一回りから二回り画面上が小さくなります。それと、各家庭については何もする必要はありません。本体のほうにデジタル波が来ますから、そのデジタル波をアナログ波に変換をして、それぞれの家庭に流すという形で、今の状況でアナログ波のテレビについては見れるという状況です。

で、国の方針といたしましても、デジタル波の推進というのはしてるんですけども、そういった生活弱者と申しますか、2台目、3台目、そういった家庭の状況の方に配慮をするということで、国の、強行な総務省の事業ですので、取り込まざるを得ないという形になりました。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 韓国人観光客お買い物満足度アップの件ですけども、三山議員おっしゃるとおり、これまでいろんなアンケートも行っておりますけども、今回の事業はすべて商工会にお願いしまして、商工会ですべて商品の買い取りから行って運営を予定しております。あと、極端な話、これまで試してなかった日本人形であるとか、いろんな物で対馬に金がどれぐらい落ちるかというようなことも模索しておりますので、この面については、プロの商工会のほうと協議をおいおいこれまでしておりますが、今後も承った意見を参考にして当たっていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議員（12番 三山 幸男君） すみません、もう一回。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 平山部長、さっきのデジアナの変換のことです。これ、個人でどうこうじゃなくて、市がCATVにそれをすれば、すべてのテレビで対応できるということで、よろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 家庭では、そのままのアナログの受像機で見れますということです。ですから、市の本体のほうにデジタル波をアナログ波に変える装置をつけまして、それを各家庭に流すという形ですので、各家庭ではテレビの買いかえ等については必要なく、何もする必要はありません。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第105号は、配付しております議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、配付しております議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14. 議案第106号

日程第15. 議案第107号

日程第16. 議案第108号

日程第17. 議案第109号

日程第18. 議案第110号

日程第19. 議案第111号

日程第20. 議案第112号

日程第21. 議案第113号

○議長（作元 義文君） 日程第14、議案第106号、平成22年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第113号、平成22年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について、提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第106号から議案第110号までの議案について、続けて内容を御説明申し上げます。

まず、議案第106号、平成22年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、嘱託職員の報酬及び診療所の維持補修工事費等の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,406万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

8ページをお開き願います。

歳入の4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を229万3,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は、嘱託職員の報酬、診療所の修繕料及び維持補修工事費等229万3,000円を増額しております。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第107号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入で国民健康保険税及び前期高齢者交付金の減額、歳出では、後期高齢者支援基金及び保険給付費の減額、国庫返納金の増額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,303万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億330万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税は、所得割、資産割の税率の改正等により5,279万9,000円を減額しております。3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費負担金を2,309万8,000円減額しております。4款1項療養給付費交付金は、退職者医療交付金の調整対象基準額等の決定及び前年度精算交付金の決定により9,276万4,000円を増

額しております。5款1項前期高齢者交付金は、前々年度分の精算額等の決定等により9,467万3,000円を減額しております。6款県支出金2項県補助金は、特別調整交付金の内示により540万1,000円増額しております。

10ページをお開き願います。

10款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を523万8,000円増額しております。11款1項繰越金は、前年度繰越金を413万6,000円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、保険証発行用のプリンター購入費等213万5,000円を増額しております。2項徴税费は、過誤納還付金及び還付加算金等124万2,000円を増額しております。2款保険給付費1項療養諸費は、5,925万5,000円を減額しております。一般被保険者療養給付費9,380万円の減額、退職被保険者等療養給付費3,305万4,000円の増額が主なものでございます。

14ページになります。

2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費を1,559万3,000円増額しております。3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金ですが、前々年度分の精算額の確定等により1億81万4,000円を減額しております。4款1項前期高齢者納付金等は、57万8,000円減額しております。6款1項介護納付金は、1,943万9,000円増額しております。

16ページになります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健診システム改修委託料等783万6,000円を増額しております。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の国庫支出金の返納金を5,137万1,000円増額しております。

18ページ及び19ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第108号、平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護サービス給付費及び高額介護サービス費の保険給付費の増額によるものでございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,637万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を2,313万6,000円増額しております。2項国庫補助金は、調整交付金を833万円増額しております。4款1項支払基金交付金は、介護給付費負担金等2,698万円増額しております。5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を1,492万1,000円増額しております。7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,095万3,000円増額しております。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を552万8,000円増額しております。8款1項繰越金は、前年度繰越金を1,020万4,000円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費3項介護認定審査会費は医師意見書作成手数料等127万4,000円を増額しております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護サービス給付費を8,000万円増額しております。4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費を800万円増額しております。5項高額医療合算介護サービス費は、1,000万円を増額しております。

14ページになります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度分保険料還付金を77万8,000円増額しております。

続きまして、議案第109号、平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成22年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,733万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。

1款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を245万円減額しております。3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を49万4,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、公用車購入費等309万1,000円を増額しております。2項介護予防事業費は、特定高齢者把握事業委託料を588万円減額しております。3項包括的支援事業任意事業費は、研修会開催の講師謝金等41万3,000円を増額しております。

12ページをお願いします。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を42万円増額しております。

続きまして、議案第110号、平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成22年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,811万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を1,724万7,000円減額しております。4款1項繰越金は、前年度繰越金を2,141万5,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、416万8,000円増額しております。1目特養「浅茅の丘」管理費は嘱託職員の報酬の減額、2目特養「日吉の里」管理費は、浄化槽漏水補修工事費及び介護用テーブル等の備品購入費等の増額が主なものでございます。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、議案第106号から議案第110号まで説明をさせていただきました。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） 一括して議題となりました議案第111号、平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、嘱託職員の人件費と渡海船の修繕料の補正でございます。

1 ページをお開き願います。

平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,955万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を46万9,000円増額しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、嘱託職員の報酬、共済費の人員費21万8,000円の増額、2款施設費1項施設費1目施設管理費は、渡海船「ニューとよたま」の修繕料25万1,000円を増額するものであります。

12、13ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第112号、議案第113号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第112号、平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,765万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,742万5,000円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、4ページの「第2表地方債補正」によります。

それでは、補正の内容について歳入から御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金7,573万1,000円の増額は、9款市債1項市債1目簡易水道事業債から辺地債への変更によるもので、説明欄にある建設費追加分と、当初見込みとなっていたものの確定したことによる高料金対策追加が主なものであります。7款繰越金1項繰越金1目繰越金11万9,000円は、前年度繰越金の追加であります。8款諸収入1項雑入1目雑入200万円の増額補正は、水道施設落雷被害による保険金加入による保険金であります。9款市債1項市債1目簡易水道事業債6,020万円の減額は、辺地債への変更による減額補正であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款簡易水道費1項水道管理費2目施設管理費1,879万円の増額補正は、各活性化センターの水道修繕料の追加及び補修工事の追加が主なものであります。2項水道建設費1目水道建設費15節工事請負費300万円を減額し、13節委託料へ同額の増額とするもので、設計の増量によるものであります。2款公債費1項公債費2目利子114万円の減額補正は、長期債償還利子の減によるものであります。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第113号、平成22年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成22年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成22年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり改めるものであります。第1款水道事業費用第1項営業費用を631万9,000円増額し、2億1,270万7,000円とし、第1款水道事業費用を2億3,416万7,000円とするものであります。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり改めるものであります。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入第1項企業債を3,500万円の減額で3,500万円とし、第3項負担金を3,500万円増額し4,434万5,000円とし、第1款資本的収入を1億4,954万5,000円とするものであります。

続きまして、支出でございますが、支出につきましては、増減はございません。第4条予算、第5条中、起債の限度額7,500万円を3,500万円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について、収入から御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費550万円の増額補正は、修繕料の増加によるものであります。2目総係費81万9,000円の増額補正は、電算システム改造委託料でございます。

続きまして、資本的収入でございますが、1款資本的収入1項企業債1目企業債3,500万円の減額補正は、簡易水道事業債から辺地債への変更に伴う減額であります。3項負担金1目他会計負担金3,500万円の増額補正は、辺地債への変更に伴い、他会計より繰り入れるものであります。

続きまして、資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費15節委託料811万3,000円の減額補正は、設計委託料の精査による減額であります。21節工事請負費811万3,000円の増額補正は、委託料の減額に伴い、同額を工事請負費の増額とするものであります。

以上で、議案第112号、議案第113号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。質疑は2時10分から始めます。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

これから8件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。11番、阿比留光雄君。

○議員（11番 阿比留光雄君） ちょっと補正予算に直接関連がないことなんですけど、豊玉診療所の休診がしょっちゅうあるということで、非常に地域の人が心配をしている。その問題を、ちょっと二、三点確認をしたいんですけど、発言をお許しいただけませんかでしょうか。

○議長（作元 義文君） 診療所特別会計に少し関係もありますので、地域の、中部地域の診療所の件もありますから、発言許します。どうぞ。11番、阿比留光雄君。

○議員（11番 阿比留光雄君） 発言を許されましたので、ちょっと二、三お尋ねを、確認をしておきたいと思っております。

豊玉診療所は、平成16年から開業して、その当時の受診者が約30数名、1日です。現在1日に八十四、五名というように、非常に豊玉の地域の診療所としては、その目的を大いに達していると思っております。西のほうは仁田から、それから東の東海岸のほうでは琴地区から、だんだ

んと患者さんも増えているということを聞いております。

そういう中で、その当時2名体制の医師でスタートした中で、ちょっと現在いろいろと調べ、また話も聞いてみますと、院長の升木先生が、0.5、月に2週間ということと、常時1日勤務してあります吉田先生が長期療養というようなことで、休診が続いていると。現在ちょっとまた営業されているようですが、そこら辺が非常に地域住民として心配をされて、どうなるのか、どういう取り組みを市はしてるのか、というようなことでよく耳にしますので、今回この機会をもって、市民に、明確に納得のいく説明と、今後どうするか、どういう形でどうしようとしてるのか、いつまでそれを平常の診療ができるような体制にもっていけるのか、そこら辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 今、豊玉診療所は議員言われるように2名の医者で、吉田先生、升木先生おられるわけですが、吉田先生が常勤、それから升木先生は、月のうちに半分というところで契約をいたしております。

で、その吉田先生が現在、病気療養中のごさいますて、診断書によりますと3カ月ということで、1月の22日までが一応病休期間ということでございませう。それで、現在は升木先生が月の半分ということで、月のうちに2週間勤務をして、2週間は勤務をしてないという体制でいっていただけなんですけど、吉田先生がそんなふうな状態になりましたので、今は3週間勤務をしていただいて、そして、1週間は休むというような格好で升木先生の好意によりまして、そんなふうな診療体制を今はとっております。

ただ、平均80から90、多いときは百五、六十になるときもあるそうです。それで、先生もやっぱり丸1日100名を超える患者を診ると、非常に疲れるみたいで、逆に先生が体を壊しやしないかというふうな心配もしているところございませう。

いずれにしても、吉田先生は病気療養ということでございませう、1月22日までの医者の診断が出ておりますので、そこらあたりを見ながら、できれば住民の人たちに迷惑がかからないような医療体制をとればいいんですけど、病気のことですから、このあたりがちょっと難しいところがありまして、今は先生の病気の結果を待っているというところと、一応升木先生とも話をしまして、今、医者の公募のほうはかけております。どちらにしても、その公募のほうも今のところは手を挙げてくれる人がいませんけど、（発言する者あり）はい、すみません。一応公募はかけておりますけど、そのあたりもまだ今はっきりした問い合わせとかもあっておりませんが、どちらにしても、住民の方に迷惑がかからないようなそういう体制でいきたいと、そんなふうな努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、阿比留光雄君。

○議員（11番 阿比留光雄君） 今の状況はわかりましたが、医者、先生を公募した、インターネットで公募しているということですね。そのインターネットの公募からですけど、簡単にインターネット公募して、だれか手を挙げて、こちらに来れるというのは不可能だと私はこう思っているんですよ。今までそんなことでできたことが一切ないと思うんですよ。相当いろいろなことをやって、していかないとこれはできない問題で、インターネットで公募があったら採用しますとかいうことがあれば、医者問題で苦勞している自治団体はおらんと思うんですよ。そこら辺は、そこで結構だと思って、幅広くしていけばいいんですけど、問題は3カ月療養で、1月22日までということ。まあ、3カ月になると思うんですけど、そこが確実にいいかという、そこら辺も一つ問題があって、さっき私が言うように、85名、1日に受診者がおると。話の模様では、大体午前中に70名から75名押しかけてくるんですよという、午前中に。

で、一人の先生じゃもう対応できないと。こう、できるだけやっぱり、昼抜きですから、午前中に終わらすということで必死になって、もう看護師も一生懸命飛んで回ってやっている。ちょっと私も行ったんですけど、そのような中でまた、多分過労とかストレスとかそこら辺にあると思うんですよ、今回の病気療養という。確実にわかりませんが、私たち素人が考えてもそこら辺だろうと思うわけですよ。ましてや、2名体制が、升木先生が1カ月に半分という形になったら、吉田先生にそのウエートというのは物すごいかかってくる、半分の休まれた時期というのは。そういうことから考えたら、こういうことは起こるべくして起きたということしか考えられないと私は思うんですけど、そこら辺の対応が、ちょっと危機感がないと思うんですよ。何も、何事にも代えられないんですよ、地域の医療とか、命とかいうことに関しては。そこら辺にちょっと不信があって、皆さんもそう思ってる、地域の皆さんも。どうなって、どうしてるのかということなんです。

で、もっと明確に、いつごろ本当に1月22日に出勤ができて、復帰できて、その後、今インターネットで応募している人が、だれかが見つかった場合、それは解決できると思うんですけど、その後のやっぱり1.5の、結局医師で対応してるんですけど、どんどん患者さんは増えている状況。そこら辺をしっかりとやっぱり踏まえて、どういう対応をするのかということがちょっと聞きたいんですよ。そして、皆さんに、この場で発信してもらいたい。そうしないと、地域の住民は非常に不安を、不安がっている。そこら辺、市長かな、どっちでもいいです。どう考えているのか、地域の中の診療所体制。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、豊玉診療所をめぐる、そこを利用される市民の方々が不安に思っているのは、十分に想像できるところであります。何回も夜に、あすの豊玉診療所は休診ですとかいう形でのアナウンスをさせていただいているわけですが、このことにつきましては、今の

契約をさせていただいておりますこのお二方の先生方が、すごく市民の方からも信頼されておられるという状況の中で、お二方に契約続行をお願いし、そして4週のうち2週しか升木先生のほうも、お母様の関係があつてどうしても2週間は休みをいただかんばいかんという中で、引き止めをしたわけであります。

そういう中で、因果関係ははっきりわかりませんが、1.5で物事をやってきたために吉田先生が病気されたのかもしれないということではありますが、そのことを聞いたときから、次のお医者様を探すということも実はしておりますけども、いかにせん何ともしがたい部分がありまして、いろなつてをたどりながら話したり、その方の情報を仕入れたりということも、実はインターネットとは別に、職員のほうも動いているところであります。

しかし、まだ方向が、こういう方向で行きたいという方向が、まだ見えないというのが正直なところでございます。今、日本の医療行政については、全国じゅう、こういうふうな状況が起こっております。隣の壱岐にしましても、今の病院が、大学との関係を断絶されるというふうな話も聞いております。今後の、市民の皆さんが安心して暮らしていける医療体制というのを、どのようにつくっていけばいいのかということとは大きな課題に、これからもなっていくだろうと思っておりますし、私どもも今あるそれぞれのつてをたどりながら、お医者さんの確保をしっかりと頑張っていきたいというふうなことしか、現段階において言えない状況だということで御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、阿比留光雄君。

○議員（11番 阿比留光雄君） 長々答弁もいただいたんですけど、何が何かさっぱりわからなかったんですけど、まあ、いろいろ問題が多分あると思うんですけど、医師、ちょっと何のために企業団かなと、まあ、企業団ではないわけですけど、市の、市営なんですけど、診療所は。それ、よくわかりますけど、企業団も今、話があつて、いろいろあつてますけど、目的はやっぱり医師の確保というのが大きなウエートを占めてるんですよ、統合する基幹病院をつくるのは。ところが、今の状態で本当に緊急を要する場合でも、その医師1人の、まあ、短期間でも結構ですが、それができない状態でまさか、ましてやその基幹病院をどうこう言いながら、本当に計画どおりに、それが、だれがそれをやるのか、医師の確保は。もう含めて、ちょっと危惧する分がありますよ、この問題は。

だから、こういう地域の本当に大事な、それが本当に診療所としての機能を十分に果たしていると、これはやっぱり、先生の努力、スタッフのおかげなんですよ、一生懸命頑張つて。そこら辺も十分に踏まえて、行政側の対応感覚というのが、私はちょっとようわからんごとなつて。もっと事前に、こんなことあると。

もう一つありますから、一つだけ言っておきますが、そういう100人を超えてあると、場合

があるというんですよ、1日に。とてもじゃないが、看護師の人数ももうどうしようもない、またこういう問題が起こりつつあるということです。全然休めない、何があっても休める状態じゃないと。そこら辺も、現場をよく理解してちょっと対応していかないと、ちょっと抜本的な考え方が間違っやせんかなと思うて、早急に、今こういろいろやかましく言ってもしょうがないですから、その住民の声、期待にこたえて頑張ってくださいよ、とにかく短期間のうちに。いろんなこの診療所問題の解決、そして、皆さんにこうなりましたと示していただきたいと思います。もう結構ですから。

はい。以上です。

○議長（作元 義文君） はい。今、11番のほうから質疑がありましたように、住民不安解消のために、ぜひ努力をしていただきたいと、私のほうからも要望をいたしておきます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。この8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。8件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから8件を一括して採決します。議案第106号、平成22年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第107号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第108号、平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第109号、平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第2号）、議案第110号、平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、議案第111号、平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第3号）、議案第112号、平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第113号、平成22年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）、この8件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、8件は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第114号

日程第23. 議案第115号

日程第24. 議案第116号

日程第25. 議案第117号

日程第26. 議案第118号

日程第27. 議案第119号

日程第28. 議案第120号

日程第29. 議案第121号

日程第30. 議案第122号

日程第31. 議案第123号

○議長（作元 義文君） 日程第22、議案第114号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例から、日程第31、議案第123号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第114号及び議案第115号の2議案について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第114号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

福祉医療費の受給者が、医療機関で診療を受けた場合は、まず、診療を受けた医療機関で医療費を支払い、その後、市の窓口で申請をして福祉医療費を受給することになっております。

今回の改正は、乳幼児福祉医療費の支給対象者が医療機関の窓口で支払う医療費は、福祉医療費の額を控除して、医療機関に支払えば済むようにするための改正でございます。乳幼児福祉医療費につきましても、受給対象者がこれまでのように市役所窓口で福祉医療費の申請をしなくて済むようになります。医療機関からの請求に基づき、医療機関に支払うことになるようになっております。

なお、附則で、施行日は平成23年4月1日からとし、施行日前の診療に係る医療費につきましても、従前の例によると定めております。

次に、議案第115号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案第120号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例で、豆酩地区公民館の廃止について提案がされております。このため、公民館で管理しておりましたこの施設を、豆酩住民センター

として管理を行うために、条例改正を行うものでございます。

附則で施行日を、平成23年4月1日といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。

○上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） ただいま一括して議題となりました議案第116号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、対馬市農山村公園等条例に定めております目保呂ダム馬事公園の施設使用料を見直すものでございます。参考資料の3ページに、新旧対照表を添付いたしております。

目保呂ダム馬事公園の施設使用料につきましては、平成16年施設開設以来乗馬体験3コースのみの使用料金で運営してまいりました。しかしながら、利用者ニーズも多様化し、対州馬を活用する企画も増えてまいりました。

以上の理由により、使用料区分に新たなコースの設定、対州馬の貸し出しなどを追加し、あわせて料金の見直しを行うものでございます。

なお、附則で条例の施行日を、平成23年4月1日からといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第117号、議案第118号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第117号、対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

議案第117号、対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、平成15年供用開始以降、現在まで使用料の改定は行われておらず、年々、維持管理費は増加の傾向にあり、他会計繰入金により不足分を補てんしている状況であります。今回、水道事業会計の料金改定に伴い、本集落排水の使用料金の改定を行おうとするものであります。

本集落排水は当初施行日より、処理水量は水道量水器により汚水量を決定しており、検針についても水道事業の検針を利用している状況の中、当初より基本的に水道事業の水道料金と同じ料金設定といたしております。

今回、あわせて改定しようとするもので、対馬市集落排水処理施設条例、平成16年対馬市条例第174号の一部を次のように改正しようとするものであります。第22条第1項の表を次の

ように改めようとするものであり、基本料金10立方メートルまでを1戸または1事業所につき1,400円とし、超過料金は10立方メートルを超えて使用する場合、その超える1立方メートルにつき、220円としようとするものであります。

附則で条例の施行日を、公布の日と定め、平成23年4月分より徴収する料金から適用すると定めております。参考資料4ページに、一部改正条例新旧対照表を添付いたしております。

続きまして、対馬市水道条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明させていただきます。

本条例の一部を改正する条例は、9月9日全員協議会の折に、内容について御説明をさせていただいたとおりでございますが、水道事業会計におきまして、対馬市合併以前の昭和62年より、長年にわたり料金改定もなく、維持管理を怠りまいりましたが、洗濯機、水洗トイレなどの節水型機器の普及、さらには、少子化、人口減によります近年の収入源の料金収入の減少、施設の老朽化に伴う改良等により、平成23年度より収支がマイナスに転じることが予想されるに至っております。これを解消すべく、最小限の料金改定を行い、安定した維持管理運営と老朽施設の計画的な改善を実施しようとするものであります。

さらに、現在2カ月に1回のメーター検針となっており、わかりにくい料金計算の解消と、家庭内漏水があっても2カ月後でしかわからない状況にある検針を毎月検針とし、漏水等の早期発見に努め、市民サービスの向上に努めたいと考えております。

9ページをお願いします。

議案第118号、対馬市水道条例の一部を改正する条例。対馬市水道条例（平成16年対馬市条例第209号）の一部を次のように改正しようとするものであります。

第24条第1項の表を次のように改めようとするものであり、一般用基本水量10立方メートルまでを1,470円に、学校・浴場営業用基本水量70立方メートルまでを6,825円とし、超過料金は基本水量を超えて使用する場合に、その超えたる1立方メートルにつき231円とし、船舶用・一時用は1立方メートルにつき420円としようとするものであります。

次に、第25条中「2カ月ごとの定例日」を「毎月定例日」に改め、同条中、「（以下「2カ月分使用水量」という。）」及び「次により」を削り、同条第1号から第3号までを削ろうとするものであります。

附則で、条例の施行日を公布の日と定め、平成23年4月分として徴収する料金から適用すると定めております。

参考資料5ページに、一部改正条例新旧対照表を添付いたしております。

以上、簡単でございますが、議案第117号、議案第118号の説明を終わります。何とぞ御理解いただきまして、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。なお、御決定後

におきましては、市の広報、回覧等におきまして市民への周知を図り、理解に努めたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第119号から議案第121号の3件につきまして、順を追って提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第119号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成23年度から加志々中学校が豊玉中学校へ、南陽中学校が東部中学校へ、豊中学校が比田勝中学校へ統合し、また豆敷幼稚園を廃園することで、それぞれの関係地区と合意をいたしましたので改正をしようとするものでございます。

附則で、条例の施行日を平成23年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第120号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例についてでございますが、公共施設の見直し計画に基づき、豆敷地区公民館を豆敷住民センターへ、佐須地区公民館を佐須北部地区多目的研修集会施設へ変更しようとするものでございます。

また附則で、条例の施行日を平成23年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第121号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、久原中学校が統合したことに伴い、対馬市立久原小中学校夜間照明施設を対馬市立久原小学校夜間照明施設に改めようとするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第122号と123号につきまして、続けて提案理由と内容を御説明いたします。

議案第122号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものであります。

改正の主な内容は、対馬に17施設許可をしております、準特定屋外タンク貯蔵所以上の規模の危険物施設の設置申請、完成検査前検査、及び保安検査の審査に係る手数料を改め、全体的には手数料をおおむね9%引き下げるものであります。

附則において施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

続きまして、議案第123号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。この改正は平成22年総務省令第86号により住宅防火関連省令の改正を受け、所要の改正をお願いするものであります。

内容といたしましては、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合に、この有効範囲

において、住宅用火災警報器等の設置を免除する規定を新たに追加するものでございます。

加えまして、附則に施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

以上、大変簡単でございますが、議案第122号及び議案第123号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから10件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。10件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、10件を一括採決します。

議案第114号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第115号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例、議案第116号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例、議案第117号、対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、議案第118号、対馬市水道条例の一部を改正する条例、議案第119号、対馬市学校教育施設条例の一部を改正する条例、議案第120号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例、議案第121号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第122号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例、議案第123号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例の10件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。したがって、10件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第124号

○議長（作元 義文君） 日程第32、議案第124号、対馬市過疎地域自立促進特別事業基金条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ページ、21ページになります。ただいま議題となりました、議案第124号、対馬市過疎地域自立促進特別事業基金条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この条例は、過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある地域の形成を計画的かつ円滑に促進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき制定するものであります。

第1条で設置目的、第2条で予算で積み立てるとし、第3条で管理の方法、第4条で運用益金の処理方法を定めております。第5条において繰替運用の方法、第6条で処分方法、第7条で委任事項を定めるものです。

なお、附則で、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第124号は、配付しておりますよう、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第124号は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33. 議案第125号

日程第34. 議案第126号

日程第35. 議案第127号

日程第36. 議案第128号

日程第37. 議案第129号

日程第38. 議案第130号

日程第39. 議案第131号

日程第40. 議案第132号

日程第41. 議案第133号

日程第42. 議案第134号

日程第43. 議案第135号

○議長（作元 義文君） 日程第33、議案第125号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから、日程第43、議案第135号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定についてまでの11件を一括議題とします。

11件について提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま一括して議題となりました議案第125号から議案第135号までの11件について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

市が設置しております公の施設のうち、市内の各地区にあります住民集会施設等の指定管理者の指定についてでございますが、当該施設の管理運営につきましては、平成18年4月1日より地元地区または漁業協同組合、関連する社会福祉法人等を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成23年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、関係条例による公募によらない候補者の選定と、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定により、引き続き地元地区等を指定管理者の候補者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、当該施設は地区、地域住民のコミュニティーや福祉増進等を目的として設置された地区住民等が主に利用する地域密着型施設であり、地域の活力を活用した管理を行うことにより地域住民の生活環境の向上や、施設の設置目的に沿った効率的、効果的な運用が図られることから非公募により引き続き指定管理者として選定するものでございます。

なお、指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。

それでは、議案に沿って簡単に説明申し上げます。

議案第125号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、表に示しておりますとおり、対馬市竹敷地区コミュニティーセンターから対馬市糸瀬コミュニティーセンターまでの10施設について、施設が所在する区を引き続き指定するものであります。また、対馬市安神公民館については、安神区を今回新たに指定管理者として選定するものであります。

議案第126号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定については、対馬市青海ふるさと館について青海区を引き続き指定するものであります。

議案第127号、対馬市生活館の指定管理者の指定については、曲生活館から芦浦生活館までの4施設と濃部生活館から唐舟志生活館までの17施設を、施設が所在する区、高浜生活館につきましては美津島町高浜漁業協同組合を、引き続き指定するものであります。

議案第128号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、阿連へき地保健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

議案第129号、対馬市住民センターの指定管理者の指定については、尾崎住民センターから琴住民センターまでの5施設について、施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

次に、議案第130号、対馬市老人憩の家の指定管理者の指定については、尾浦老人憩の家から加志老人憩の家までの6施設については施設が所在する区、また伊奈老人憩の家については地区の老人クラブをを引き続き指定するものであります。

次に、議案第131号、対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定については、美津島町女護島ふれあいセンターから上県町ふれあいプラザまでの3施設について、施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

次に、議案第132号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定については、下原地区活動促進施設から一重地区集会施設までの43施設について、施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

議案第133号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定については、南室地区漁民研修集会施設から芦見研修集会施設までの17施設について、施設が所在する区または漁業協同組合を引き続き指定するものであります。

次に議案第134号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定については、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの3施設について、施設が所在する漁業協同組合を引き続き指定するものであります。

最後に、議案第135号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定については、対馬市大増地区コミュニティー消防センターについて大増区を引き続き指定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから、各案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。11件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。11件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから11件を一括して採決します。

議案第125号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、議案第126号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第127号、対馬市生活館の指定管理者の指定について、議案第128号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について、議案第129号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、議案第130号、対馬市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第131号、対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について、議案第132号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について、議案第133号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について、議案第134号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、議案第135号、対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定についての11件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって11件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を3時10分から行います。

午後2時58分休憩

.....

午後3時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第44. 議案第136号

○議長（作元 義文君） 日程第44、議案第136号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第136号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

湯多里ランドつしまの管理運営につきましては、平成22年4月1日より社会福祉法人米寿会を指定管理者として管理運営をしてきておりますが、平成23年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、2団体からの申請がありました。選定の結果、指定管理者候補有限会社対馬ビルサービスを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びヒアリング等の聴取により総合的に判断し、安定した施設運営が任されると思われる有限会社対馬ビルサービスを、湯多里ランドつしまの指定管理者候補として選定いたしました。管理委託料は、年3,479万円を予定をいたしております。

なお、指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第45. 議案第137号

日程第46. 議案第138号

日程第47. 議案第139号

○議長（作元 義文君） 日程第45、議案第137号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてから、日程第47、議案第139号、対馬市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました、議案第137号から議案第139号までの3議案について続けて御説明申し上げます。

まず、議案第137号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

現在、対馬市社会福祉協議会に指定管理を委託しております豊玉町福祉センター、上県町地域福祉センター「喜多の苑」、上対馬町地域福祉センターの3施設の指定期間が、平成23年3月31日をもって満了することに伴い、平成23年4月1日以降の指定管理者を指定することにつ

いて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

3施設ともに、候補者の募集につきましては非公募とし、候補者は、豊玉町仁位94番地5、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会会長木寺和福氏で、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしております。

次に、議案第138号、対馬市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

特別養護老人ホーム浅茅の丘は現在市直営で運営しておりますが、平成23年4月1日から指定管理者制度による運営を行うため、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の候補の選定につきましては、本年8月9日から9月9日までを応募期間として公募いたしましたところ5法人の応募があり、指定管理者選定委員会の審査を経て選定いたしましたものでございます。

候補者は、厳原町田渕933番地、社会福祉法人あすか福祉会理事長素花弘氏で、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしております。

次に、議案第139号、対馬市地域活動支援センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

地域活動支援センター「きらり」は、現在精神障害者家族会、対馬ひまわり会を母体とする特定非営利活動法人信友会に指定管理を委託しております。地域活動支援センター「きらり」の指定期間が、平成23年3月31日をもって終了することに伴い、平成23年4月1日以降の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

候補者の募集につきましては非公募とし、候補者は、厳原町中村606番地1、特定非営利活動法人信友会理事長山口時男氏で、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ですが提案理由の説明といたします。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第138号を除く2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第138号を除く2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。議案第137号及び議案第139号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第137号及び議案第139号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号、対馬市特別養護老人ホームの指定管理者の指定については、配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第138号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第48. 議案第140号

日程第49. 議案第141号

○議長（作元 義文君） 日程第48、議案第140号、対馬市公民館の指定管理者の指定について、及び日程第49、議案第141号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 議題となりました議案のうち議案第140号、対馬市公民館の指定管理者の指定について、議案第141号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についての提案理由及び内容について御説明申し上げます。

55ページをお願いします。

まず、議案第140号、対馬市公民館の指定管理者の指定についてでございますが、厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理について厳原町久田白子地区と協議を重ねてまいりました結果、合意が整いましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間としております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第141号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定についてでございますが、この施設は美津島町緒方266番地にあり、地区体育館として利用、また災害時の避難所となっております。指定管理者は緒方地区であり、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間で満了することから、同地区と指定管理者の更新をしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。4番、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） 140号議案について、教育委員会のほうに1点だけちょっとお尋ねしときたいと思いますが。

ありあけ会館の指定管理ですけども、これは事情は私も幾らかわかるとるんですが、指定管理の期間が3年間ということで、ほかの集会施設は、今ずっと提案がありましたように、28年の3月31日までということで5年間になっております。この施設についてのみ3年間ということで、このほうからは試験的に3年間でお願いしたいというふうな話だろうと思います。それはそれで結構なんですけど、そうしたときに1点だけお伺いしときたいのは、今後同じように、ほかの集会施設と同じように5年間に合わせるためには、例えば、一たんこの26年3月31日で指定管理の期間が終わる。そうするとその後あと2年間指定管理をして、その後についてはほかの集会施設と同じように5年間の、今後ずっと継続して指定管理をしていくのか、それともこの3年が終わるとこの施設のみ5年間、仮にほかのと同じようにしますと5年間ですから、5年間の期間にするのか、そこのところだけ教えてください。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） お答えいたします。

白子地区と協議を重ねていく中で、最初はほかの地区と同じようにということで話をしていたようでございますけれども、最初でもあるし3年間ということで様子を見させてくれということでしてあります。その後については、また双方でよく協議をしながら、よその地区と同じようにしたいと思います。

○議長（作元 義文君） いいですね。

○議員（4番 長 信義君） はい。

○議長（作元 義文君） はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件に対する討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第140号及び議案第141号の2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、2件は原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第142号

○議長（作元 義文君） 日程第50、議案第142号、対馬市過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、永尾榮啓君。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） 提案いたしました本議案につきましては一部修正をさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

それでは、ただいま議題になりました議案第142号、対馬市過疎地域自立促進計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。議案書は59ページになります。

過疎地域の活性化対策といたしまして、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として制定されました過疎地域対策緊急措置法、以降4次の過疎対策立法のもと、これまで過疎地域市町村を中心に関係都道府県、国の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に取り組み一定の成果を上げてきましたが、過疎地域は公共施設の整備水準等について全国との格差がなお存在するほか、財政は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、将来の維持が危ぶまれる集落の発生などのさまざまな問題に直面しています。一方で、過疎地域は、安全、安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全など国民全体の安全、安心な生活を支える重要な公益的機能を有しています。こうしたことを踏まえ、失効期限の6年間延長、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充、対象施設の追加などの内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されました。そのことを受けまして、作成しなければならない平成22年度から平成27年度までの6カ年間の対馬市過疎地域自立促進計画について、

議会の議決をお願いしようとするものであります。

それでは、計画の内容について御説明申し上げます。別冊の対馬市過疎地域自立促進計画表をごらんください。1ページから28ページまでは基本的な事項について、29ページから46ページまでは産業の振興について、47ページから54ページまでは交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、55ページから59ページまでは生活環境の整備について、60ページから64ページまでは高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、65ページから67ページまでは医療の確保について、68ページから72ページまでは教育の振興について、73ページ、74ページには地域文化の振興等について、75ページ、76ページには集落の整備について、77ページから80ページまでにはその他地域の自立促進に関し必要な事項について掲載をいたしております。概算事業費といたしましては、279件で約454億円を予定いたしております。

また、今回から過疎債への充当が認められましたソフト事業につきましては、全体事業の内数ではございますが91件で約114億円を予定いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第142号は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第142号は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第51. 議案第143号

○議長（作元 義文君） 日程第51、議案第143号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第143号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、社団法人長崎県水道協会が、平成22年12月31日をもって解散することに伴い、同協会の財産について有効活用を図るため長崎県市町村総合事務組合において

寄附を受け入れ、平成23年4月1日から新たな会館、長崎県市町村会館、馬町別館の管理に関する事務として、その事務の共同処理を行うため組合規約の変更が生じることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略することにししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。議案第143号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

日程第52. 議案第144号

○議長（作元 義文君） 日程第52、議案第144号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま議題となりました議案第144号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

長崎県病院企業団が経営する病院のうち、奈良尾病院が平成23年4月1日から上五島病院付属診療所となるために、長崎県病院企業団規約の変更を行うものでございます。長崎県病院企業団規約、別表1中の、「奈良尾病院」を削る規約変更でありまして、この規約変更について地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

たします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。議案第144号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

日程第53. 諮問第7号

日程第54. 諮問第8号

○議長（作元 義文君） 日程第53、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、及び日程第54、諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま一括議題となりました諮問第7号及び諮問第8号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回御提案いたします委員につきましては、現委員2名の任期が平成23年3月31日をもって満了となるため、諮問第7号森田健一氏、及び諮問第8号小島俊洋氏を新たに委員としてお願いするものでございます。

森田健一氏は峰町津柳269番地にお住まいで、昭和44年から平成21年12月まで峰町及び対馬市の職員として対馬の発展、振興に御尽力いただき、在職中には多種多様な業績を積み、人権活動に関しましても見識が豊富であります。

また、小島俊洋氏は上対馬町泉1424番地1にお住まいで、昭和47年から平成21年3月

まで小中学校教諭として、児童、生徒を指導する立場から人権問題にも取り組んでこられました。現在は地区の区長として地域のために御活躍いただいております、人望も厚く、地域区民からも信頼されております。

このように今回諮問いたしますお二人は広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから2件を採決します。

お諮りします。諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、森田健一氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。森田健一氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、小島俊洋氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。小島俊洋氏を適任とすることに決定しました。

日程第55. 陳情第5号

日程第56. 陳情第6号

○議長（作元 義文君） 日程第55、陳情第5号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情について、及び日程第56、陳情第6号、TPPに関する陳情についての2件を一括議題とします。

2件は、配付しております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
審査報告は、12月16日に行います。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時40分散会
